

あいち森と緑づくり事業計画

平成21年3月
(平成26年3月見直し)

愛知県

目 次

| | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 目的と背景 | 1 |
| 2 | 森と緑の重要性 | 2 |
| 3 | 森と緑の現状と新たな施策展開の方向 | |
| | (1) 森林(人工林) | |
| | ア 現状と課題 | 4 |
| | イ 新たな施策展開の方向 | 6 |
| | (2) 里山林 | |
| | ア 現状と課題 | 7 |
| | イ 新たな施策展開の方向 | 8 |
| | (3) 都市の緑 | |
| | ア 現状と課題 | 9 |
| | イ 新たな施策展開の方向 | 10 |
| | (4) 環境学習の推進等 | |
| | ア 現状と課題 | 12 |
| | イ 新たな施策展開の方向 | 13 |
| 4 | あいち森と緑づくり事業の概要 | 14 |
| 5 | あいち森と緑づくり事業計画 | |
| | (1) 人工林整備事業 | 15 |
| | (2) 森林整備技術者養成事業 | 18 |
| | (3) 里山林整備事業 | 19 |
| | ①里山林再生整備事業 | |
| | ②身近な里山林整備事業 | |
| | (4) 都市緑化推進事業 | 23 |
| | ①身近な緑づくり | |
| | ②緑の街並み推進 | |
| | ③美しい並木道再生 | |
| | ④県民参加緑づくり | |
| | (5) 環境活動・学習推進事業 | 25 |
| | ①森・緑の育成活動事業 | |
| | ②森・緑の育成活動の取組立ち上げ事業 | |
| | ③水と緑の恵み体感事業 | |

| | |
|-----------------------|---------------------|
| ④森林文化の体験・学習事業 | |
| ⑤森林生態系保全の学習事業 | |
| ⑥太陽・自然の恵み学習事業 | |
| ⑦独自提案による環境保全活動・環境学習事業 | |
| ⑧生態系ネットワーク形成事業 | |
| (6) 木の香る学校づくり推進事業 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ 26 |
| (7) 愛知県産木材利活用推進事業 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ 27 |
| 6 施策の効果的推進 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ 28 |
| 7 事業実績と評価 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ 30 |

1 目的と背景

地球温暖化の防止、生物多様性の保全など環境保全機能のほか、水源かん養、土砂の流出の防止、震災による火災時の延焼防止、健康増進など多様な公益的機能を有している森と緑に対する県民の関心も高まっている中、本県には、三河山間部を中心とする森林、名古屋圏を中心とする都市の緑、その中間に位置する里山林と、様々な形で守るべき森と緑が存在しているが、近年、手入れなどが進まない森林、里山林の増加や都市の緑の減少・喪失に伴う公益的機能の低下が危惧されている。

こうしたことから、森や緑を整備・保全し次世代へ引き継ぐための新たな仕組みを検討するため、平成18年5月に「森と緑づくり税制検討会議」を設置し、本県の森と緑の現状を踏まえて、これからの森と緑づくりのための新たな施策とその費用負担の在り方について検討した。

その結果、森林（人工林）、里山林、都市の緑をバランス良く整備・保全していくための新たな施策を進めることが必要であり、その推進にあたっては、多くの県民の方が様々な形で参加できる工夫を施すとともに市町村とも十分に連携をしていくことが必要であるとされた。また、新たな施策の財源としては、薄く広く負担していただく県民税均等割の超過課税方式を採用することが適当であり、県民、事業者等の十分な理解が必要であるとされた。このことを受けて、平成20年3月に「あいち森と緑づくり税条例」と「あいち森と緑づくり基金条例」を制定し、あいちの森と緑づくりに取り組むこととした。

あいちの森と緑づくりは、手入れが行き届かない人工林の間伐、放置された里山林の整備・保全及び都市部における貴重な緑地の保全・創出に加え、県民参加による森や緑の保全活動や環境学習などの取り組みを効果的かつ計画的に推進し、「山から街まで緑豊かな愛知」の実現を目指し、持続可能な循環型社会づくりにつなげていくもので、本計画は、こうした目的を達成するために、有識者等で構成する「あいち森と緑づくり委員会」の意見をお聴きして策定した。

なお、関係機関との連携、県民の理解と協力のもとに事業を実施することとし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直し、よりよい本県の森や緑づくりにつながるよう努めていくこととする。

2 森と緑の重要性

森林は、人々の生活や環境を支える様々な機能を有しているが、それを大きく分けると、木材やきのこなどの林産物を供給する経済的機能と、自然環境を保全したり、災害を防止したりする公益的機能とに分けられる。

かつて、林業が経営的に成り立ち木材生産が盛んに行われていた時代には経済的機能が重視されていたが、近年では、台風、集中豪雨等による水・土砂災害の多発や地球温暖化問題等もあって、森林の公益的機能に対する社会的な関心（期待）が高まっている。

[森林の公益的機能]

| | |
|----------------|---|
| 生物多様性保全 | 多くの野生動植物の生息・生育の場となるなど、遺伝子や生物種、生態系を保全する |
| 地球環境保全 | 二酸化炭素の吸収等により、地球温暖化を緩和するとともに、地球の気候を安定させる |
| 土砂災害防止 土壌保全 | 森林の下層植生や落枝落葉が地表の侵食を抑制するとともに、森林の樹木が根を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防ぐ |
| 水源かん養 | 森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水、渇水を緩和するとともに、雨水が森林土壌を通過することにより、水質を浄化する |
| 快適環境形成 | 蒸発散作用等により気候を緩和するとともに、防風や防音、樹木の樹冠による塵埃の吸着、ヒートアイランド現象の緩和などにより快適な環境形成に寄与する |
| 保健・レクリエーション | フィトンチッドに代表される樹木からの揮発性物質により直接的に健康を増進させたり、行楽やスポーツの場を提供する |
| 文化 | 森林の景観が行楽や芸術の対象として人々に感動を与えたり、日本人の自然観の形成に寄与する |

参考) 日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について(答申)」(平成13年11月)

[森林の公益的機能の評価額]

(億円/年)

| 機能の種類 | 全国 | 愛知県 |
|-------------------|---------|-------|
| 二酸化炭素吸収 | 12,391 | 136 |
| 表面浸食防止 | 282,565 | 2,508 |
| 表層崩壊防止 | 84,421 | 749 |
| 洪水緩和 | 64,686 | 677 |
| 水資源貯留 | 87,407 | 1,217 |
| 水質浄化 | 146,361 | 1,946 |
| 化石燃料代替 | 2,261 | 111 |
| 保健・レクリエーション(うち保養) | 22,546 | 200 |
| 合計 | 702,638 | 7,544 |

参考) 1 日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について(答申)」(平成13年11月)

2 愛知県農林水産部資料

また、都市の緑は、人々に潤いと安らぎを与えてくれるとともに、環境の改善に資

する身近で貴重な自然であり、都市の安全性を高めたり、美しいまちづくりを進める上でも重要な役割を果たしている。

特に近年では、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全などの環境改善機能や地震発生時の防災機能の発揮が期待されている。

[都市の緑の公益的機能]

| | |
|-------------------|--|
| 都市環境の改善 | 地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和、汚染物質の吸収・吸着による大気浄化、騒音・振動の防止等に寄与するとともに、生物の生息地や移動の回廊となるなど都市における生物の多様性を保全する |
| 都市の安全性・防災性の向上 | 震災時における避難路や避難場所等の安全性を高めるとともに、火災による延焼や崖崩れを防止したり、雨水の浸透・保水により、水害防止に寄与する |
| 美しい都市景観の形成 | 都市景観に潤いと美しさをもたらすとともに、地域の自然条件や歴史・文化に応じた個性的な景観の形成に寄与する |
| 安らぎやレクリエーションの場の提供 | 人々に安らぎや豊かさ、季節感を与えたり、都市生活の中で生き物や自然にふれあう場を提供する |

森林や都市の緑が発揮する公益的機能の恩恵は、広く県民全体が享受しているものであり、森林や都市の緑は県民共有の貴重な財産である。

しかし、現在では、手入れ不足の人工林や利用されなくなった里山林の増加、開発等による都市の緑の減少、喪失により、その公益的機能の低下が危惧されている。

こうした森林や都市の緑は、人の手を加えなければ機能の維持向上が難しく、またいったん低下した機能を短期間で回復することは困難である。

今こそ、森と緑の重要性を再認識し、県民全体でそれを守り育てていくための仕組みづくりに積極的に取り組んでいく必要がある。



3 森と緑の現状と新たな施策展開の方向

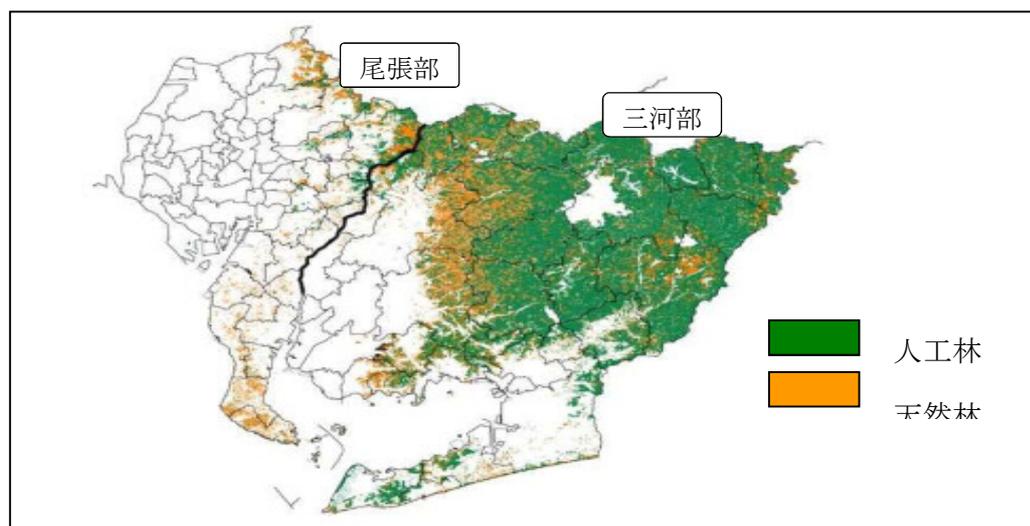
(1) 森林(人工林)

ア 現状と課題

愛知県の森林面積は約22万haで、県土の43%を占めており、その多くは三河部に分布している。

森林のうち、国有林を除く民有林は20万8千haで、そのうち人工林が13万2千haを占めており、人工林率は全国平均の46%を大きく上回る64%となっている。このように人工林率が高いことが愛知県の森林の特徴の一つとなっている。

[愛知県の森林(民有林)の分布状況]

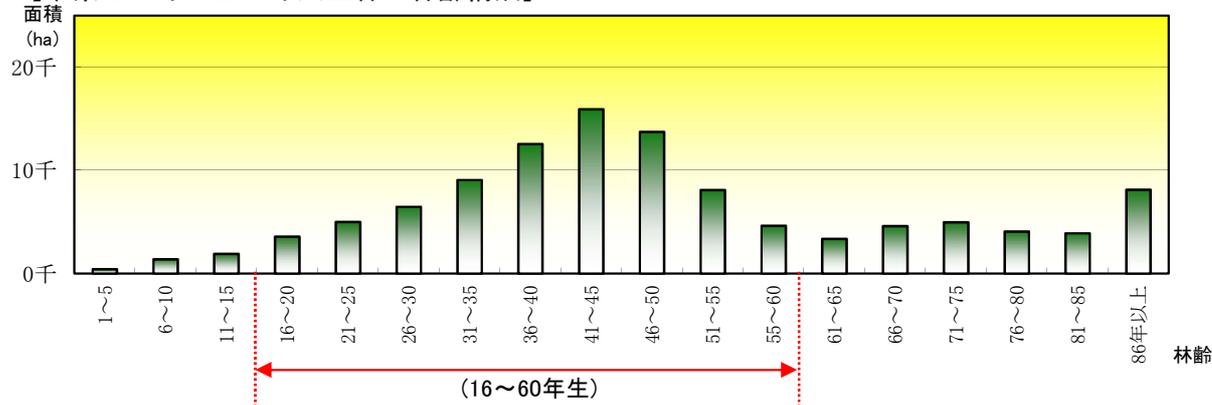


参考) 愛知県農林水産部資料

人工林は、植栽から伐採まで非常に長い年月を必要とするが、その間、樹木の成長にあわせて適期に手入れを行っていく必要がある。

愛知県の人工林の大半を占めるスギ・ヒノキ人工林は、戦後から盛んに造林が行われてきた結果、16年生から60年生が多くを占め、作業の中心は間伐となっている。

[本県のスギ・ヒノキ人工林の林齢構成]



参考) 愛知県「平成16年度愛知県林業統計書」

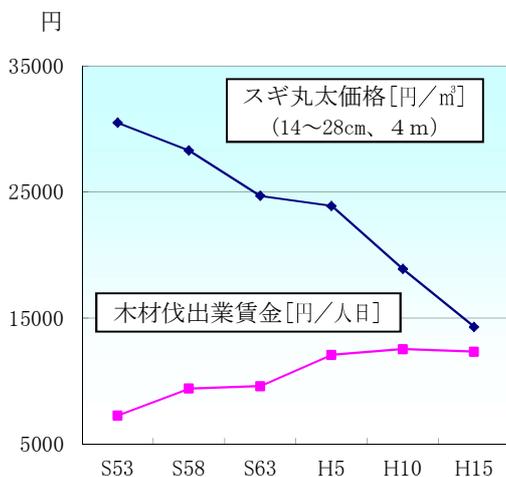
[人工林作業の概要]

| 作業の種類 | 時期 | 内 容 |
|-------|--------|--|
| 地ごしらえ | 植栽前 | 植栽する前に、植え付け場所に残った材や枝などを整理する作業 |
| 植栽 | — | 林地に目的樹種の苗木を植え付ける作業 |
| 下刈り | 1～5年 | 植栽木が健全に成長するために、他の草や低木を刈りとり被圧を防止する作業 |
| つる切り | 適宜 | 稚樹の幹等に絡みつき、幹折れや幹曲がりの原因となるつるを取り除く作業 |
| 除伐 | 6～15年 | 育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を切り払う作業 |
| 間伐 | 16～60年 | 除伐後に行う作業で、森林を健全に成長させるため、樹木の混み具合に応じて密度を調整するために伐採（間引き）する作業 |

現在、今後15年間に最低限1度は間伐が必要な森林は約7万2千ha(スギ・ヒノキ人工林の65%)あり、これを単純に平均すると年間4千8百haの間伐が必要となる。

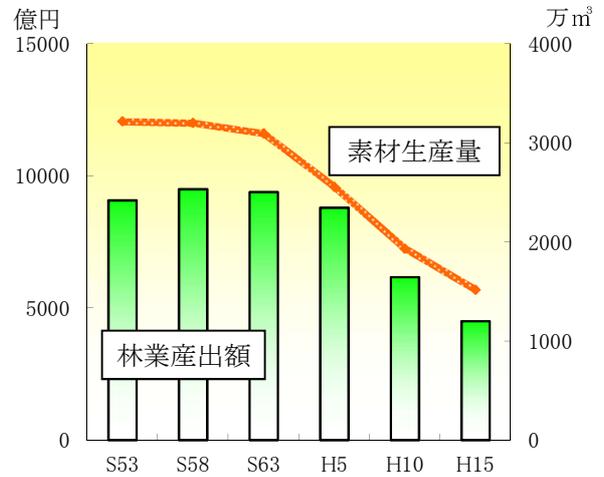
ところが、木材価格の低迷などによる林業の採算性の悪化等により、これまで森林整備を主体的に担ってきた森林所有者の経営意欲が衰えたことなどから、手入れ不足の人工林が増えている。

[木材価格と林業労働者賃金の推移]



参考) 林野庁「農林水産統計年報」(全国数値)

[林業産出額、素材生産量の推移]



間伐は、優良な木材を生産するための作業であるだけでなく、森林の公益的機能を発揮させる面からも非常に重要な作業であり、計画的に実施して健全な状態を維持していくことが必要である。

このため、現在、国・県の補助による造林事業や県が行う治山事業、その他市町村事業や水源基金事業等により、関係者が一体となって間伐の推進に取り組んでいる。

しかし、森林所有者の自助努力と行政の支援で森林整備を支えるこれらの既存施策では、所有者の経済的負担が発生するため、林道から遠い奥地などの採算の合わ

ない森林や不在村者が所有する森林では、間伐が進まない傾向がある。

このため、毎年間伐必要面積の約3分の2にあたる3千ha程度しか実施されていないのが現状である。

このままでは、間伐の遅れが原因で下層植生の衰退した不健康な人工林が増え、土砂の流出防止や水源のかん養、二酸化炭素の吸収など、森林の持つ公益的機能が低下し、将来的には県民生活にも大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

[間伐が必要な森林]



[間伐が行われた森林]



特に現在では、地球温暖化の防止に向けて閣議決定された「京都議定書目標達成計画」（平成17年4月、平成20年3月全部改定）の達成が、国をあげて取り組むべき大きな課題となっている。

この計画では、森林による温室効果ガスの吸収量を、京都議定書の基準年度の温室効果ガス排出量の約3.8%を確保することとしており、これを実現するためには、本県においても、現在手入れ不足となっている森林の間伐を早急に進めていくことが必要となっている。

イ 新たな施策展開の方向

林道沿いなど、林業活動による整備が期待される森林については、機械化の推進や木材利用の促進等、林業の活性化に向けた取組も含めた既存施策をより積極的に展開し、これまでどおり林業活動の中で間伐を推進していく。

一方、不在村者が所有する森林を含め、採算が合わないなどの理由で林業活動では整備が困難な森林については、公益的機能の発揮を重視した森林として、全額公費による整備を進めるための新たな施策を講じていく。

具体的には、奥地や公道・河川沿い等の人工林に対し、強度な間伐等を実施することで、自然植生の導入を図って針広混交林へ誘導するなど、現地の特性に合わせ、維持管理に手間がかからず、かつ、水源のかん養、土砂の流出防止等の公益的機能を十分に発揮する森林へ誘導していくこと、また、こうした新たな森林整備を行う上で必要となる人材の養成や作業路の整備などについても、併せて進めていく。

なお、こうした新たな施策の実施にあたっては、一定期間の皆伐や他の用途への転用を防止し、健全な森林として保全されるよう、森林所有者との協定締結などの措置を講じていく。

(2) 里山林

ア 現状と課題

かつて里山林は、農業や日常生活に必要な薪炭材や竹、落葉の採取などのために継続的に利用されることで維持管理されてきた。しかし、化石燃料や化学肥料の利用拡大とともに、里山林は地域住民の生活から切り離され利用されることが少なくなったため、立ち入りにくいほど樹木が覆い茂り、枯損木の発生や竹林の侵入が目立つようになっている。

また、都市部に近い里山林は、住宅地などへの転用による減少にもいまだ歯止めがかかっておらず、依然減少傾向にある。

一方で、森林環境学習や健康づくりの場、生物多様性の保全等の観点から、里山林の価値が再認識されており、ボランティア団体などによる里山林整備(樹木の除伐や竹林整備など)が見られるようになってきたが、その活動範囲は限られている。

[放置された里山林の状況]



[ボランティアによる里山林整備の活動例]



県においては、これまで里山保全活動を促進する里山保全アドバイザーの養成、治山事業による生活環境保全林事業などに取り組んでいる。

また、愛知万博の原点である海上の森において、「あいち海上の森センター」を整備し、里山に関する学習・交流や人材の育成等の拠点づくりを進めるとともに情報発信を行い、県内の里山林整備の取組みを促進することとしている。

[あいち海上の森センター]



[プログラム：「海上の森ツアー」]



しかし、生活と関わりの薄れた都市近郊の里山林には、依然として放置されたところが多く、このままでは地域住民の生活環境の保全や災害の防止、生物多様性保

全などの公益的機能の発揮に支障をきたすことが懸念されている。

また、里山林に求められている新しいニーズに応えていくための取組も必要となっている。

イ 新たな施策展開の方向

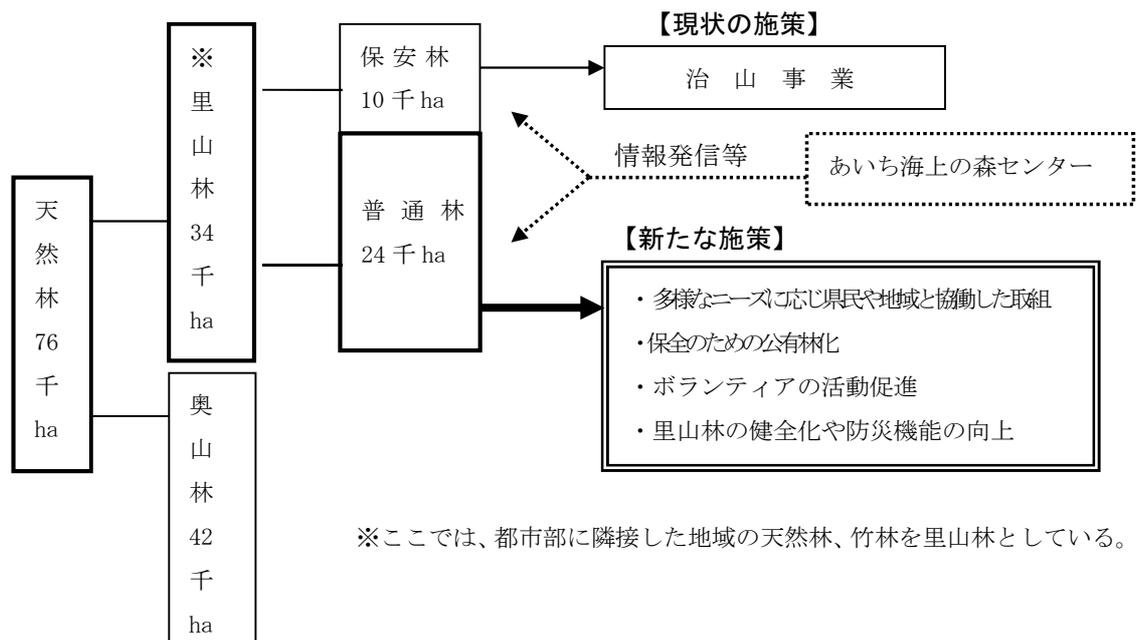
里山林の持つ生活環境の保全や災害の防止、生物多様性の保全などの公益的機能を十分に発揮させるとともに、森林環境学習での活用など新しいニーズに応えていくためには、既存の施策の推進に加え、新たな視点による施策展開が必要である。

具体的には、地域の特性や多様なニーズに応じ、県民や地域との協働によるモデル的な里山林整備等に各地で取り組むとともに、その状況によっては、公有林化による保全を図っていく。

また、自発的に保全活動に取り組むボランティア団体等に対する支援にも取り組み、一層の活動促進を図る。

さらに、樹木が覆い茂ったり、枯損木の発生や竹の侵入が著しく、このまま放置が進むと健全な状態に回復することが困難となっている里山林の再生に取り組むとともに、集落や公共施設の周辺では、防災機能向上のための整備や簡易防災施設の設置などにも取り組んでいく。

【新たな施策の対象となる里山林のイメージ】



※ここでは、都市部に隣接した地域の天然林、竹林を里山林としている。

(3) 都市の緑

ア 現状と課題

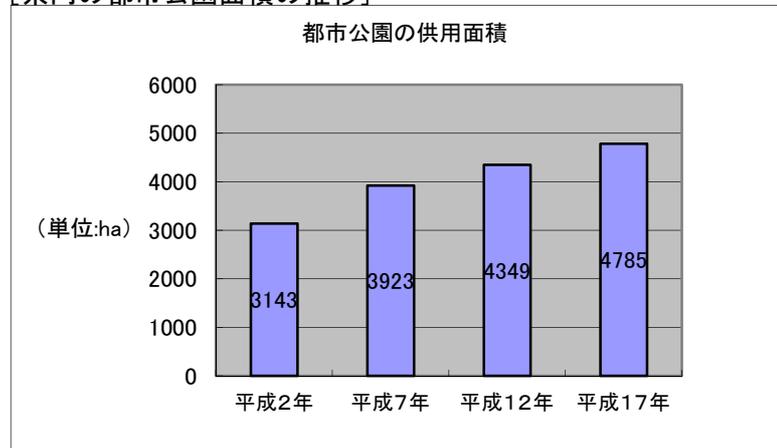
都市の緑は、県民が快適に、安全で、健康的な都市生活を営む上で非常に重要なものである。

国の社会資本整備審議会の報告(平成14年)によると、ゆとりと潤いにあふれる都市として望ましいとされる緑地の整備水準は、市街地の概ね30%以上とされている。

現在、都市緑化を推進し残された緑を保全するための施策として、都市公園や道路の整備事業の他、学校などの公共施設の緑化事業等の取組みが行われている。

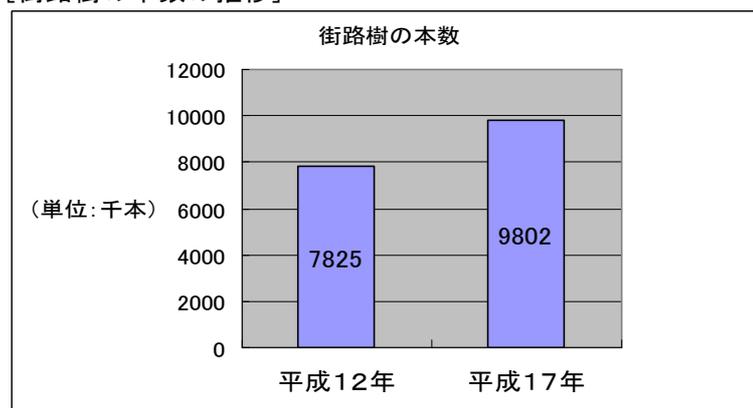
それらの施策の効果もあり、公共空間における緑については、県内の都市公園は、平成2年から平成17年の15年間に約1千6百ha増加し、国、県及び名古屋市が管理する道路の街路樹は、平成12年から平成17年の5年間で200万本近く増えるなど、年々着実に増加している。

[県内の都市公園面積の推移]



参考) 愛知県「平成17年度愛知県都市公園現況調査」

[街路樹の本数の推移]



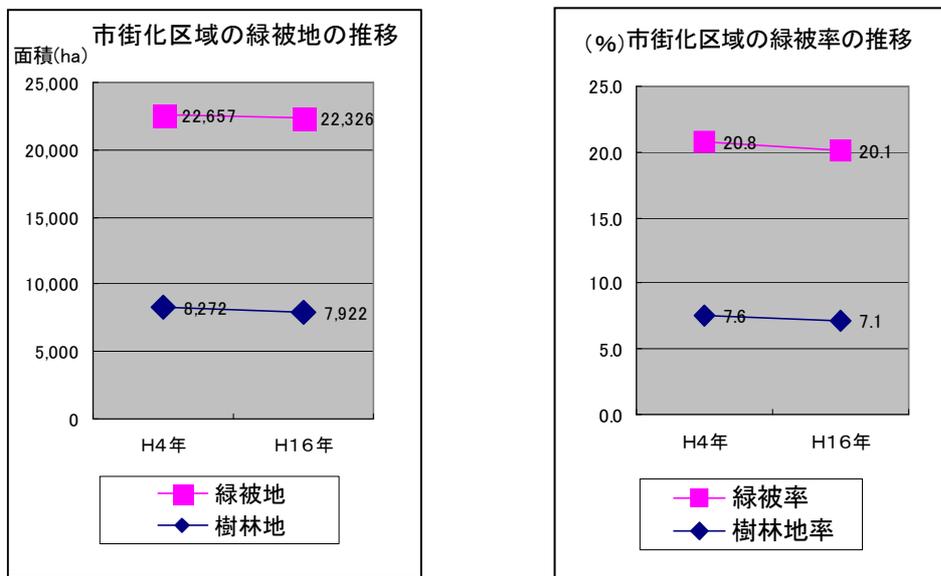
参考) 愛知県「平成18年度愛知県建設部道路維持課調査」

※1: 中部地方整備局、愛知県及び名古屋市管理の道路

※2: 高木の他、中・低木も含む。

しかし、都市の緑全体の現状を見ると、県全体の市街地の緑被率は、平成16年では約20%であり、約10年間で1ポイント程減少している。また、名古屋市では平成17年での緑被率は約25%で、15年間で約5ポイント減少している。望ましいとされる30%と比べて十分でない都市の緑は、今後もさらに減少することが予想される。

[市街化区域の緑被地と緑被率の推移（全県）]



※緑被地：ここでは、樹木、芝・草等被覆された土地、農地及び水面を緑被地として算出。

参考) 愛知県「平成17年度 愛知県広域緑地計画基礎調査」

都市の緑の現況は、公園や街路樹など公共施設における緑の量は増えてきているが、全体としては減少しており、市街地の多くの部分を占める民有地の緑が減少していることが認められる。民有地は、市街地の約3分の2を占めており、この民有地の緑を保全し、増やしていくことが都市の緑を確保する上で特に重要である。

こうした中、既存施策の、民有地緑化に対する助成や樹林地保全のための制度は十分ではなく、所有者の負担増などからその活用が十分に進んでいない状況にある。特に、新たな緑化余地の少ない既成市街地では、駐車場や建築物の屋上、壁面等における緑化が重要であるが、これを強力に進める施策がないのが現状である。

また、公園整備は計画的に進められているが、密集市街地に主として防災上必要となる小規模な公園緑地を整備する効果的な施策がなく、その整備が進んでいない。

さらに、道路の緑は、街路樹や植栽帯として整備されているが、現行の施策は道路整備に主眼がおかれ、ややもすると街全体の景観形成に資する美しい並木の創出には至っていない状況にある。

イ 新たな施策展開の方向

緑がもつ環境改善や防災機能、景観形成、安らぎやレクリエーションの場の提供などの公益的機能を高めるために、都市の緑の保全、創出をより一層進めていかなければならないが、市街地で大きなウェイトを占める民有地における緑の保全と創

出を促進していくことが不可欠である。

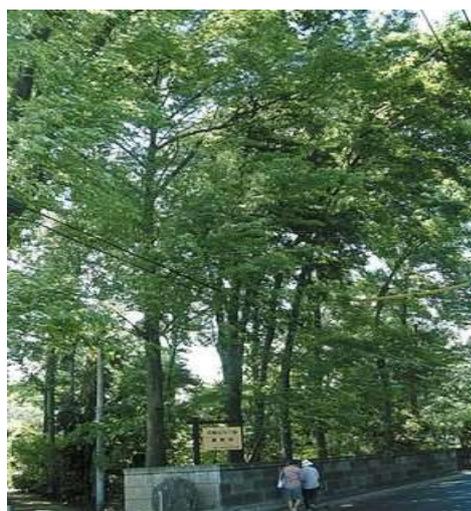
具体的には、都市に残された民有の貴重な樹林地について、開発による消失を防ぐために公有地化することにより積極的に保全を図る施策や、民有地における敷地や屋上・壁面などの緑化を促進するための有効な支援を行う。

また、特に緑の少ない密集市街地においては、環境を改善し防災性を向上させるため、小規模な公園整備を促進する施策や、都市の顔となる地区において景観形成に資する美しい並木を創出していく。

これらの施策を進めるにあたっては、特に緑の少ない地区や都市の顔となる地区において重点的に緑化を進め、新たにまとまりのある緑の空間を創出していく。

また、都市の緑化を促進するためには、行政だけでなく、県民参加による緑化推進の必要性を、広く県民に理解していただくことが大切である。そのために、新たな普及啓発活動や、住民や事業者等の主体的な緑化活動に対する有効な支援策を行っていく。

[都市に残された貴重な樹林地を保全する]



[緑が少ない地区において公園を整備し都市の防災性の向上を図る]



※阪神・淡路大震災時に、緑が延焼を防止した。
(大国公園、兵庫県神戸市長田区)

[都市の顔となる地区で緑を重点的に整備する]



[県民参加による都市緑化を推進する]



- ・民有地における屋上や敷地の緑化を促進する。
- ・美しい並木を創出する。

(4) 環境学習の推進等

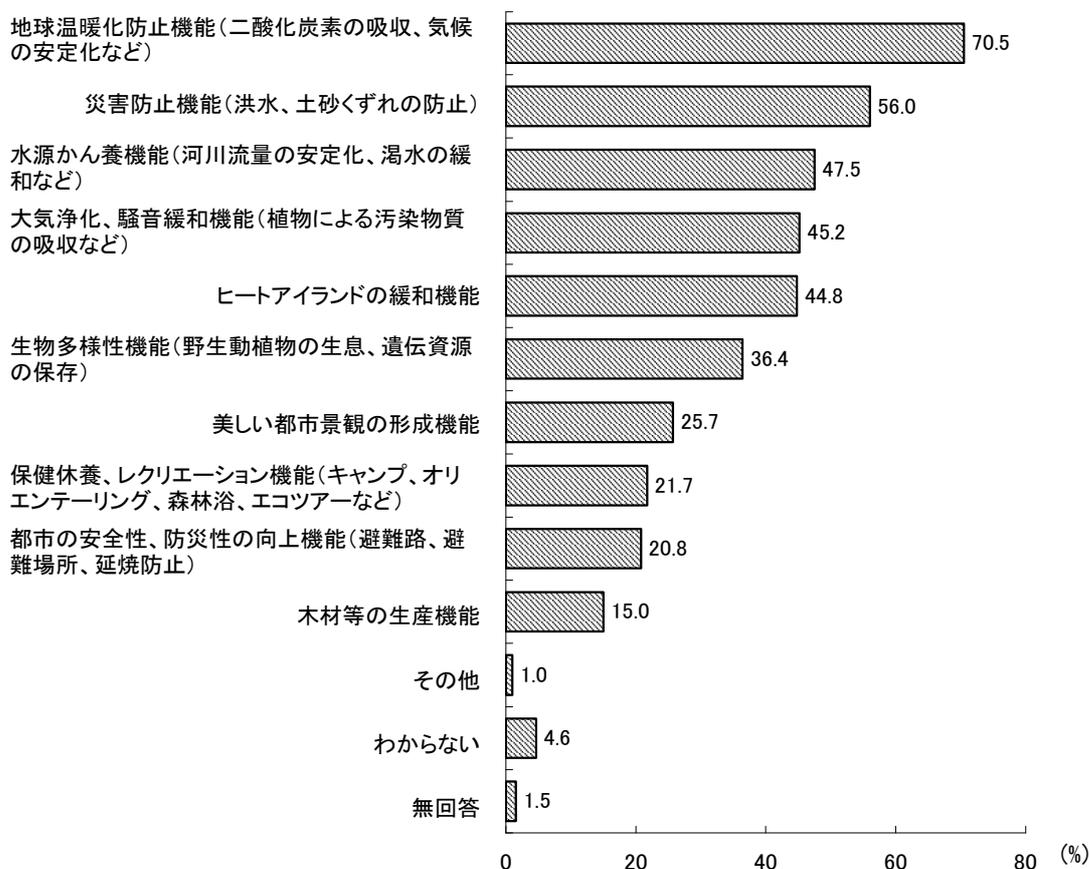
ア 現状と課題

森と緑は、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など環境保全機能のほか、水源かん養、土崩れの防止など多様な公益的機能を有している。県政世論調査結果によれば、特に近年の地球温暖化問題への関心の高まりを背景に、二酸化炭素の吸収や気候の安定化などの地球温暖化防止機能の重要性への認識が高まっている。

一方、本県では2010年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催が決定し、その開催地にふさわしい地域づくりが求められている。

こうした中、森と緑が持つ公益的機能の重要性への認識が高まりをみせるとともに、森と緑づくりへの関わりについては、積極的に関わりたい、何らかの形で関わりたい、ないしは関わってもよいと考える県民の割合は6割を超えている。森や緑づくりへの関心を持っている人々の潜在的な力を活用して、県民、NPO、行政が連携した、参加型の保全活動や体験型の環境学習といった、森と緑づくりに身近で参加できる仕組みづくりが求められている。

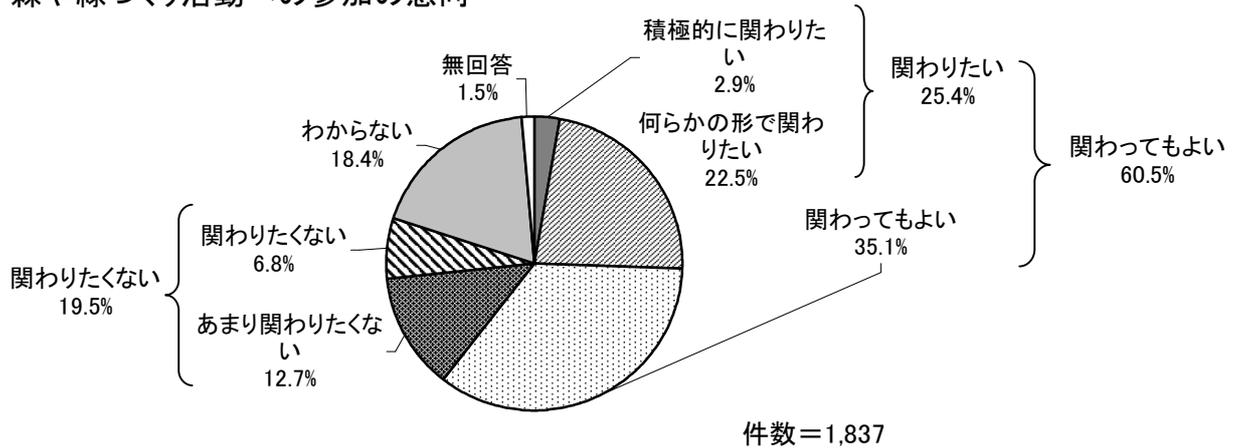
森や緑の重要な機能に関する県民意識



参考) 愛知県「平成20年度県政世論調査結果」

件数=1,837

森や緑づくり活動への参加の意向



参考) 愛知県「平成 20 年度県政世論調査結果」

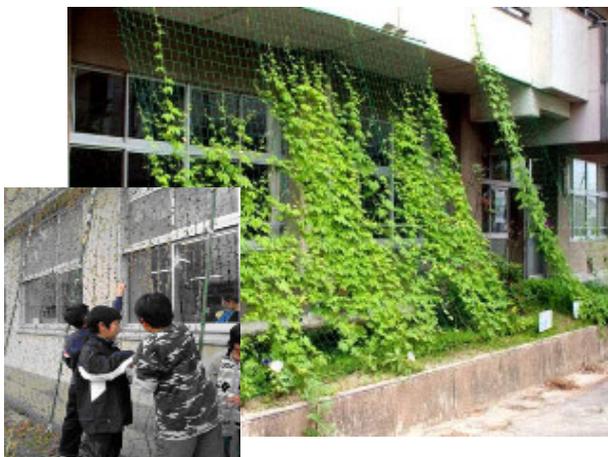
イ 新たな施策展開の方向

森林、里山林、都市の別を問わず、緑を健全に整備・保全する取組を社会全体で進めるためには、森と緑のもつ公益的機能の重要性について、県民の理解や関心をいっそう高めるとともに、行政だけでなく、NPO やボランティア団体等の多様な主体が参加し、地域において幅広く協働しながら取り組んでいくことが重要である。さらに、COP 10 を契機とした地域づくりを進める上でも、とりわけ森と緑が有する生物多様性の保全に果たす役割の重要性に対する県民の認識を高めていくことが求められる。

こうしたことから、森と緑を県民共有の財産として社会全体で守り、支えるという機運を醸成するため、市町村やNPO など多様な主体に対し、森と緑について、保全のための自発的な活動や環境学習に関する取組の促進が図られるよう支援を行っていく。

また、間伐材の積極的な活用を進めるなどして、木材利用が森林整備の促進に貢献することへの理解を深め、県民全体で森林を支える気運を盛り上げることも行っていく。

[小中学校における「緑のカーテン」の設置による環境学習の例]



[学校における木製机・椅子の導入例]

